

感染症（学校保健安全法施行規則に準じて登園停止となるもの）

1. 医師が記入した「意見書」が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日目から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が出現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
咽頭結膜熱（7-ル熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	—	医師により感染のおそれがないと認められていること
急性出血性結膜炎	—	医師により感染のおそれがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染のおそれがないと認められていること

2. 医師の診断を受け、保護者が記入した「登園届」が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているため注意が必要）	嘔吐、下痢の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1ヶ月程度ウイルスを排泄しているため注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹しん	水疱を形成している間	全ての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

3. 医師の診断を受け、保護者と医師が記入した「登園届【インフルエンザ専用】」が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発症後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること（乳幼児にあたっては、3日経過していること）

4. 医師の診断を受け、保護者と医師が記入した「登園届【新型コロナウイルス感染症専用】」が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日経過し、かつ解熱した後1日経過していること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過していること

